

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）

改正 平成27年4月1日  
最終改正 令和3年4月1日

1 取組の推進に関する基本的考え方

農業が基幹産業である本県にとって、農村地域の過疎化・高齢化等の進展は、農産物等の生産を通じた経済活動の低下に直結する課題である。

また、このことによって、県土の保全や水源の涵養、生物多様性の保全、良好な景観の形成など県民全体が享受している農業・農村の有する多面的機能の次世代への継承に支障が生じるおそれがある。

このような状況等を踏まえ、県では、平成31年3月、「中山間地域等集落活性化指針」を策定・公表し、将来にわたって安心して暮らし続けることができるような仕組みづくりに取り組み、農村集落をはじめ中山間地域等集落の活性化の実現を目指すこととしている。

農業・農村の有する多面的機能を維持・増進していくためには、集落ぐるみで継続した活動を展開していく必要がある。

このため、多面的機能支払交付金により、①水路の泥上げや農道の草刈りなどの地域資源の基礎的保全活動、②農村環境の良好な保全、水路や農道の軽微な補修など地域資源の適切な保全活動といった集落ぐるみの共同活動を支援する。

2 農地維持支払交付金に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

ア 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の「国が定める活動指針及び活動要件」に示す活動に加え、地域の創意工夫を引き出し、地域の多様な実態を踏まえた活動が可能となるよう、下記ウ「国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等」に示す活動を追加・設定する。

イ 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

(ア) 地域資源の基礎的保全活動

保全活動の全ての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は除外する。

(イ) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

推進活動については、活動を1以上選択し、毎年度実施するとともに、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定する。

ウ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

(ア) 地域資源の基礎的保全活動

区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	水路